

月は誰のものか

2008.11.22a

札幌たのしい授業・研究サークル用レポート

仮説実験授業研究会・北海道

丸山秀一

【質問】

月の土地を販売している会社があります。では、月の土地はその会社のものなののでしょうか。いったい月の土地は誰のものなののでしょうか。あなたはどう思いますか。次のどの考えに近いですか。意見を出し合いましょう。

予想

- ア その会社のもの
- イ 最初に人間が着陸した米国のもの
- ウ 最初に探査機が着陸したソ連のもの
- エ これまでに月に到達した数カ国のもの
- オ 国連の共同管理
- カ 誰のものでもない
- キ なんともいえない

月の土地の価格はどれくらいでしょうか。



<http://www.lunarembassy.jp/>

- ・月の土地権利書 / 月の憲法 / 月の地図
- ・月の土地権利書（和訳・A4） / 月の憲法（和訳・A4）
- ・土地所有権の宣言書コピー（英文）
- ・オリジナル封筒

【サイズ】

権利書：縦 35.5 c m × 横 28cm

オリジナル封筒：縦 38cm × 横 30.5cm

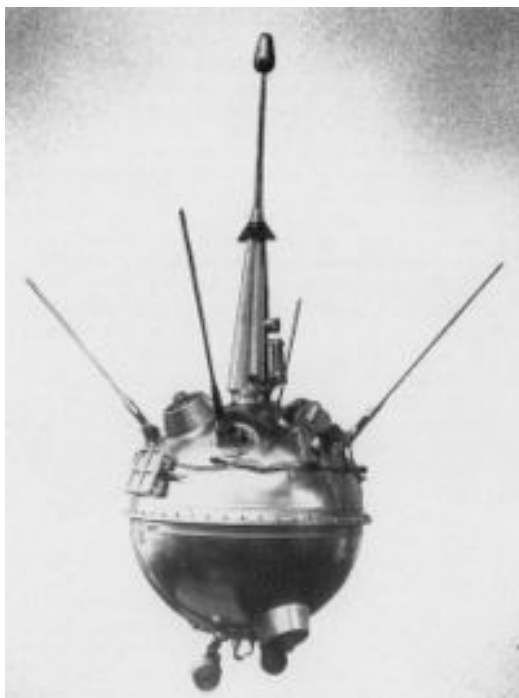
2,700 円（税・送料無料）

【問題】

月に最初に到達したのは、ソ連の無人探査機「ルナ 2 号」で、1959 年 9 月のことでした。では、そのときソ連は「月の領有」を宣言したと思いますか。

予想

- ア 宣言した
- イ 宣言しなかった
- ウ なんともいえない



ルナ 2 号
Wikipedia

月到達



ルナ 2 号は観測を終えた後、「晴れの海」に衝突しましたが、これが人類による初めての月到達でした。

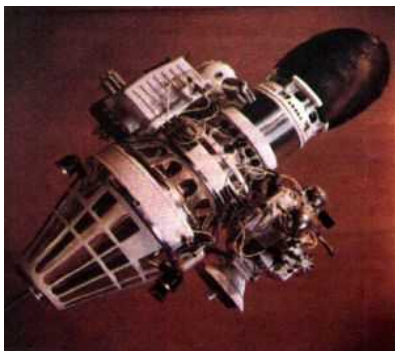
ルナ 2 号は、そのとき、月面に写真のようなペナントをばらまきました。月到達の証拠を残したわけです。それには国章と「ソビエト社会主義連邦共和国，1959 年 9 月」という文字が記されていました。

しかし、ソ連はこのことで「月領有」を宣言するような事はありませんでした。

【問題】

初めて月に軟着陸を成功させたのもソ連でした。ルナ 9 号は、1966 年 2 月に、初めて月に着陸してその写真を送ってきました。

では、今度は月の領有をソ連は宣言したのでしょうか。



予想

- ア 宣言した
- イ 宣言しなかった
- ウ なんともいえない

月着陸

ルナ 9 号の着陸機は、エアバックにくるまれて時速 22 キロで月面に衝突、転がりながら減速して静止することで着陸を成功させました。そして、月面の写真を送ってきたのです。

しかし、このときも領有宣言などはありませんでした。



ルナ 9 号が撮影した月面のパノラマ写真

【問題】

1969 年 7 月，米国のアポロ 11 号により，人類はその足で初めて月に到達し，宇宙飛行士は，月に米国国旗を掲げました。

では，その時，米国は「月の領有」を宣言したのでしょうか。

予想

- ア 宣言した
- イ 宣言しなかった
- ウ なんともいえない



「人類として」

米国も国旗を立てたものの、領有を宣言するような事はありませんでした。アポロは国旗などととも、銘板も月面に残しましたが、それには次のような文が書かれていました。

惑星地球から来た人間がここに
月面最初の足跡を記す
西暦 1969 年 7 月
全人類代表として、平和のうちに来たれり



その後も、2006年9月には、欧州宇宙機関の「スマート1」が月に到達（衝突）、2007年には日本の「かぐや」と中国の「嫦娥

1号」が月周回に成功しています。しかし、どの国も「月の領有宣言」などは行っていません。

【問題】

1492年、アメリカ大陸周辺の島々に到達したコロンブスは、スペイン国旗を持って上陸し、集まってきた島民の前で「この島はスペイン領になった」と宣言しました。当時、法王は「発見した土地を領土とすることができる条件」を明確に示していました。では、その条件に次のことは含まれていたと思いますか。

- () 統一国家が存在していないこと
- () 他のキリスト教国の領土ではないこと
- () 住民が裸で肉食でないなど野蛮であること
- () 土地の神を拝む異教徒であること
- () 住民がいても定住して農耕をしていないこと



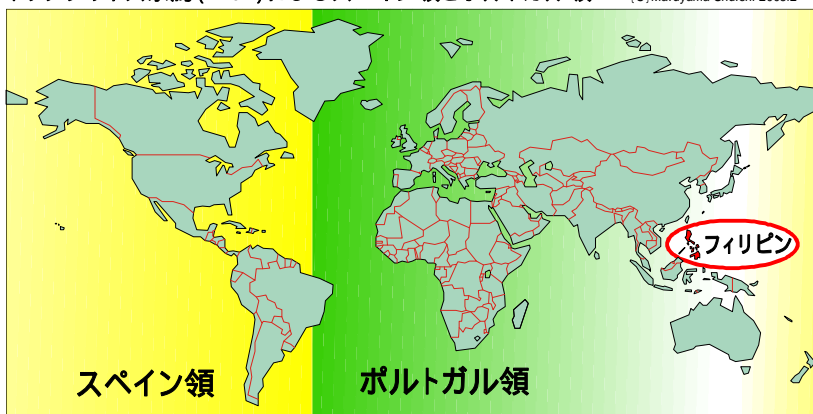
John
Vanderlyn
1836

領有の条件

当時の二大国であった、ポルトガルとスペインには、発見した領土の所有を巡る争いが多発し、ローマ法王裁可の元 1494 年に両国は「アフリカ西端のベルデ岬諸島の西 1350 キロを通る経度線で地球を二分し、その西をすべてスペイン領、東をすべてポルトガル領にする」という条約をトリデシリヤスで結んでいました。

トリデシリヤス条約(1494)によるスペイン領とポルトガル領

(C)Maruyama Shuichi 2003.2



法王アレキサンダー6世は新領土獲得の条件として、その土地が以下のような条件の時に領有できるとしました。

- ・ 他のキリスト教国によってすでに領土とされていないこと。
- ・ 原住民の文化程度が低く、裸で暮らし、肉食でないなど野蛮であること。
- ・ 土地の神を拝む異教徒であること。

これらの条件からすると、日本や中国もスペインやポルトガルが領有しても構わないことになってしまいそうです。つまりまっ

たくキリスト教本位のものでした。

その後、スペインとポルトガルは強国の地位から没落しましたが、1900年代初めまで、欧米では「文明国でなければ国際法が適用される国家としての権利はない」とされ、欧米諸国は「合法的」に、植民地を拡大していったのです。

【問題】

植民地もほぼ全部独立を果たした現在でも、「どの国の領土でもない地域を自国領土にする方法」が、国際法で定められています。ではその方法で一番重視される条件はなんでしょうか。

予想

- ア 最初に発見する事
- イ 最初に国旗を立てるなどして領有を宣言する事
- ウ 最初に実効支配してしまう事
- エ そのほか

なお戦争による領土獲得は現在の国際法では違法です。

国際法

一又正雄『国際法講義』(1955)によると、「いずれの国の領域でもない地域に対して、国家がこれを自国領土とする意思を表明して、かつ実際上の支配を行うとき、国際法はこの事実の効果に効果をつけて、該国家に領土権を与える。これを先占と称する。単なる領有意思だけでは不十分で、実効支配を必要とする」となっています。つまり、「発見や領有の宣言よりも、実効支配が重要だ」ということです。これは国際司法裁判所の判例でも確定されています。

これを月に当てはめると、国際法上では、「月を先に実効支配した国家の領土」と解釈できます。しかし国際法は宇宙でも有効なのでしょうか。そのことを考える前に、月と状況が似ている南極の事を考えてみましょう。

【問題】

南極大陸には、日本を含め各国の基地がありますが、南極大陸は誰のものなののでしょうか。

最初に南極圏に到達したのは、1773年の英国のジェームズ・クック(当時海軍中佐)です。しかし、彼は南極大陸には到達できませんでした。南極大陸に初めて到達したのは、1820年のロシア海軍か英国海軍、もしくは米国人漁師の誰かと考えられています。

では、それらの国は「南極大陸の領有」を主張したのでしょうか。

予想 ア 主張した イ 主張しなかった

()英国, ()ロシア, ()米国

領有宣言

米国とロシアは領有宣言をしませんでしたが、1819年、英国は南極大陸近くの島を発見して、その領有宣言を行い、1820年には南極大陸の半島部(グレアムランド)に到達して、1832年に「グレアムランドの領有」も宣言しました。結局、英国は図の赤色の部分の領有を主張したのです。



では、英国はその区域を実効支配していたのでしょうか。英国はその区域内に基地(200名)を持っていたものの、極寒のこの地を実効支配するのは不可能でした。そこで英国は、「南極のような実効支配が困難な地域

では、実効支配がなくても、極点を中心とした扇形の範囲で領域の取得が認められる」という「セクター(扇形)主義」を主張したのです。

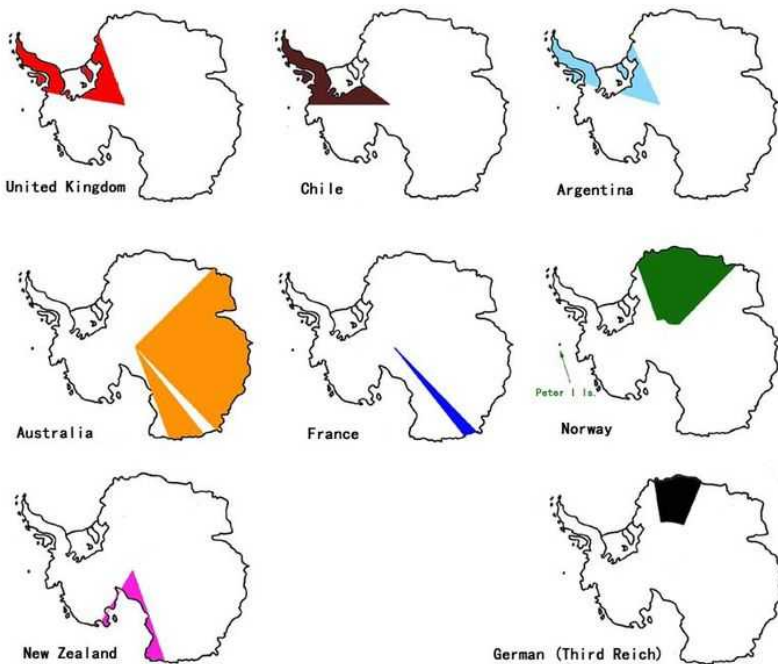
そして、これに、ニュージーランド、フランス、オーストラリア、ノルウェー、チリ、アルゼンチンも加わり、それぞれが南極のセクターを領土と宣言したのでした。また、ブラジルやナチスドイツも南極大陸の一部を領土と主張しました。

【問題】

この七カ国は南極をどう分割したのでしょうか。各国の主張が重なっている領域や、誰も領土主張をしていない領域もあったの

南極領土

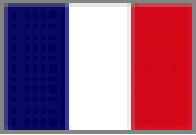
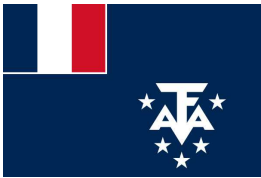








別紙の図のように、英国、アルゼンチン、チリの主張する領土は大きく重なっています。また、日本の観測基地である昭和基地は、ノルウェー主張の領域内です。

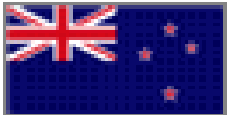


【研究問題】

これらの「領土主張地域」には、それぞれ旗があります。では、それらの旗に共通するようなデザインはあるでしょうか。また本国の国旗とまるで似ていない地域の旗は、どの国のものでしょうか。

	国旗	地域旗
フランス		
チリ		
アルゼンチン		
オーストラリア		
英国		
ノルウェー		
ニュージーランド		

	国旗	地域旗
フランス		
チリ		
アルゼンチン		
オーストラリア		なし
英国		
ノルウェー		なし

ニュージーラ ンド		なし
--------------	---	----

【問題】

このようなセクター主義に対して、ソ連は国際管理を主張して反対、米国と日本もセクター主義には反対しました。(米、ソ連は、特殊権益だけ留保)そこで 1959 年、関係諸国が集まり、南極条約が締結されました。では領土問題は怎么样了とと思いますか。

予想

- ア 「南極はだれのものでもない」とされた
- イ 「南極は国際管理」とされた
- ウ 分配されたが、領土とはならなかった
- エ 領土問題は凍結とされた
- オ そのほか



凍結

南極条約は以下のようなものでした。

- ・ 南極地域の平和的利用（軍事的利用の禁止）
- ・ 科学的調査の自由と国際協力
- ・ 南極地域における領土主権，請求権の凍結
- ・ 核爆発，放射性廃棄物の処分の禁止
- ・ 条約の遵守を確保するための監視員の設置
- ・ 南極地域に関する共通の利害関係のある事項についての協議の実施
- ・ 条約の原則及び目的を助長するための措置を立案する会合の開催

つまり領土問題はたんに凍結されただけで，何の解決にもなっていないのです。しかし，どの国もこの「領土問題の凍結」を受け入れたのです。かくして現在，南極はどこの国の領土でもないのです。この南極条約には 46 か国が加わっています。



茶色: 署名・協議国・領有権を主張，緑色: 署名・協議国

橙色: 署名・協議国・領有権の主張を留保，黄色: 署名

協議国とは南極条約の協議国で「南極において観測基地の設営などを学術調査を継続的に実施している国」のこと(28か国)。

【問題】

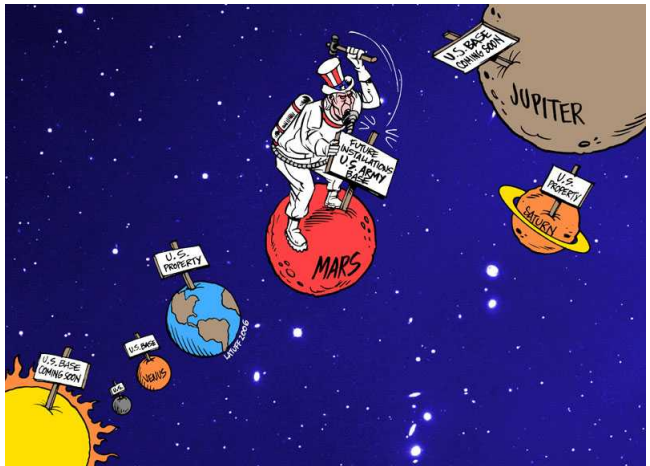
この南極条約は、「宇宙はだれのものか」という問題に大きな影響を与えました。そして1966年、国連において「宇宙条約」が採択されたのです。

では、この条約で宇宙空間や天体の所有の問題は、どうなったと思いますか。

予想

- ア 実効支配の原則
- イ 領有を凍結
- ウ 領有の禁止
- エ そのほか

peoplesgeography.com/
category/astronomy



宇宙条約

宇宙条約=「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」で領有に関する問題は次のようになっています。

第2条

月その他の天体を含む宇宙空間は、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によっても国家による取得の対象とはならない。

このほかにも宇宙条約では「宇宙空間における探査と利用の自由、宇宙平和利用の原則、国家への責任集中原則」などが定められています。

【問題】

この条約に反対した国はあったのでしょうか。

予想

- ア 一部の国が反対した
- イ 全会一致だった

現在、この条約に署名し批准している国はどれくらいあるのでしょうか。南極条約(46か国)とくらべてどうでしょうか。

- ア 同じくらい
- イ ずっと多い
- ウ ずっと少ない

全会一致

宇宙条約は国連総会において全会一致で採択され、現在 98 か国（さらに未批准 27 か国）が締結しています。それは核兵器の発達による宇宙の軍事利用を世界が警戒したからです。



緑色は批准国，黄色は署名のみで未批准

第 4 条

条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する。

月その他の天体は、もっぱら平和的目的のために、条約のすべての当事国によって利用されるものとする。天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止する。科学的研究その他の平和的目的のために軍の要員を使用することは、禁止しない。月その他の天体の平和的探査のために必要なすべての装備又は施設を使用することも、また、禁止しない。

しかし、この条約では「大量破壊兵器を天体、宇宙空間に配備しない、軌道に乗せない」となっているため、宇宙空間は通過するものの軌道には乗らない大陸間弾道ミサイルなどは、条約の対象外となっています。また、「地上 キロより上空」などのような「宇宙空間」の厳密な定義がないため、「それが軍事利用の抜け道になっている」という指摘もあります。

【問題】

さて、宇宙条約は天体や宇宙空間の領有を禁止したのですが、それは「国家による領有の禁止」とされてきましたから、「私人による所有は可能」とする考え方もありました。

1979年、「月協定」が国連総会で採択されましたが、「月や天体の所有」については、どうなっていたでしょうか。

予想

- ア 個人の所有も禁止された
- イ 特に規定は変わらなかった
- ウ 個人の所有が認められた

月協定

月協定の正式名称は「月その他の天体における国家活動を律する協定」であり、月だけではなく太陽系のほかの天体や宇宙空間を含むものです。

第 11 条

月及びその天然資源は人類の共有財産であり、この協定の規定とりわけ本条の 5 の規定に表現されるものとする。

月は、国家主権の主張、使用若しくは占拠又はその他いかなる手段によっても国家の専有にならない。

月の表面又は地下若しくはそれらの一部又は本来ある天然資源は、いかなる国家、政府間国際機関、非政府間国際機関、国家機関、非政府団体又は自然人の所有にも帰属しない。月の表面又は表面下に対する要員、宇宙機、装備、施設、基地、設備及びこれらの表面又は内部に接続する構造物の配置は、月の表面又は地下若しくはいずれの地域に対する所有権を生ずるものではない。

この協定には、

第 1 条

この協定の月に関する規定は、その天体に関する特別の法規範が発効する場合を除き、地球以外の太陽系の他の天体にも適用するものとする。

この協定の適用上、月には、月を周回する軌道、月又は月の周回軌道に到達する飛行経路、を含む。

という規定があるため、第 11 条の「月の所有禁止」の規定は、ほかの太陽系内天体や宇宙空間にも適用される事になるのです。

【問題】

では、この協定も宇宙条約のように支持されているのでしょうか。

現在、この条約に署名し批准している国はどれくらいあるのでしょうか。宇宙条約（98 か国）とくらべてどうでしょうか。

予想

- ア 同じくらい
- イ ずっと多い
- ウ ずっと少ない



フロンティアの扱い方

月協定も国連総会の全会一致で採択されました。しかし、それから 30 年がたとうとしているのに、その協定の締結国は 13 か国（それに未批准が 4 か国）に過ぎないのです。

米国では「スペースコロニー」推進派の団体が「宇宙空間の所有」を禁止した月協定に対して「人類を地球に閉じ込めるものだ」と強く反発して、米国議会に月協定を否決させました。

【問題】

月協定では、領有の禁止のほかに、「天体や宇宙空間での脅迫・

武力行使・軍事利用の禁止」や「環境の維持」など、宇宙の平和利用の基本原則を定めています。では、日本はこの協定を批准したのでしょうか。

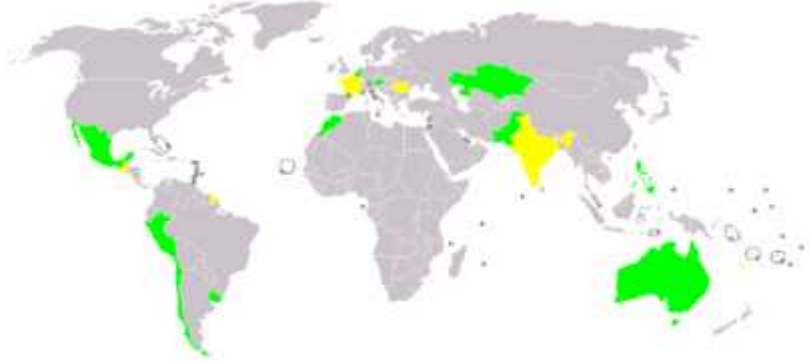


予想

- ア 批准済み
- イ 署名したが未批准
- ウ 署名していない

死文化

この月協定に日本は署名していません。日本も含め、宇宙開発を行っている国は、ひとつも署名・批准していないのです。



緑色:批准国, 黄色:署名のみ未批准

こうして「月協定」は、実質的に「死文化」しているような状態なのです。

【問題】

月の土地を所有していると主張する会社は、「宇宙条約では個人の所有は否定されていない、個人の所有が否定されている月協定は成立していない」としています。

では、その会社は何を根拠に「月の土地を所有している」としているのでしょうか。

予想

- ア 登記できたから
- イ 所有の主張に対して異議申し立てがなかったから

- ウ 大統領も月の土地を購入しているから
- エ そのほか



Keep Space For Peace
International Week of Protest to Stop the Militarization of Space
September 25 – October 2, 2004

The Bush Administration (after abandoning the ABM Treaty that outlawed missile defenses) plans to deploy missile defense interceptors before the next election as the next step toward controlling and dominating space. Fifteen interceptors (that have yet to be proven effective) will be put into the ground at Ft. Greely, Alaska and Vandenberg AFB, California. We oppose the development of the proposed "shield" from behind which pre-emptive strikes can be launched. Help build support for a U.N. sponsored ban on weapons in space. Contact us for educational materials, videos, action packets, and speaker lists for use in organizing local events to promote the peaceful uses of space.

This week of local events is being co-sponsored by:
Women's International League for Peace & Freedom (www.wilpf.org)
Global Network Against Weapons & Nuclear Power in Space (www.space4peace.org)
(207) 729-0517

space4peace.org

いきさつ

彼が売っている月の土地を、多くの有名人も購入しています。その中には、トム・クルーズやハリソン・フォード、レーガン元大統領、クリントン元大統領などもいます。

ルナエンバシー社のサイトには、「いきさつ」について、次のように書かれています。

月の土地を販売しているのは、アメリカ人のデニス・ホープ氏。（現アメリカルナエンバシー社 CEO）

同氏は「月は誰のものか？」という疑問を持ち、法律を徹底的に調べました。すると、世界に宇宙に関する法律は1967年に発効した宇宙条約しかないことがわかりました。

この宇宙条約では、国家が所有することを禁止しているが、個人が所有してはならないということは言及されていなかったのです。

この盲点を突いて合法的に月を販売しようと考えた同氏は、1980年にサンフランシスコの行政機関に出頭し所有権の申し立てを行ったところ、正式にこの申し立ては受理されました。

これを受けて同氏は、念のため月の権利宣言書を作成、国連、アメリカ合衆国政府、旧ソビエト連邦にこれを提出。

この宣言書に対しての異議申し立て等が無かった為、LunarEmbassy.LLC(ルナ・エンバシー社：ネバダ州)を設立、月の土地を販売し、権利書を発行するという「地球圏外の不動産産業」を開始しました。

ホープ氏は、「米本部」のサイトでは「連邦政府の出張所で登記した」と主張していますが、米国には土地登記の連邦機関は存在

しません。土地登記は、それを管轄する州の権限なのです。さらに彼が示す「登記を示す書類」には、承認のサインやスタンプなどが何も記されていません。

また、「異議申し立てがなかったので所有が認められた」という主張ですが、米国や国連が自己の管轄権がない物件に対して、異議を申し立てることはないのが普通です。

【問題】

ホープ氏は、どんな「権利宣言書」を米国、ソ連、国連に送ったのでしょうか。それで所有の対象となったのは、月だけだったのでしょうか。

予想

- ア 月だけ
- イ 太陽系の惑星と衛星全部
- ウ 銀河系の惑星と衛星全部
- エ そのほか



Lunar Embassy = 月大使館??

「全能の支配者」

彼が送った「宣言書」は次のようなもので、「地球以外の太陽系の惑星と衛星全部を所有する」と宣言していました。

「所有の宣言」

これは惑星地球の統治者に、「月面の全能の支配者」として知られているデニス M.ホープ、ホープは今後「チンカス」の称号で呼ばれる事になる。今後月面におけるすべての探査、土地分譲、開発は「チンカス」の同意と助言の元で行われる。

すべての存在する鉱物、水、石油、液体の権利は、どんな月面での開発も交渉する統一的な政府実体となるであろう「チンカス」が保持する。

朕、つまり「月面の全能の支配者」 別名「チンカス」は、この 1980 年 11 月 22 日に、ここに地球の月の所有が、自分、つまりデニス M.ホープによって宣言された事を全世界に知らせるものである。「朕が異なった宣言をする日まで、朕の所有地は朕の所有となる」

また、今後、すでに知られている 8 つの惑星とそれらの衛星の所有を宣言する事も、すべての人類に知らせよう。所有者として、朕は、これらの資産になんの制限もない全権を保持する。所有が宣言された惑星は、水星、金星、火星、木星、土星、天王星、海王星、そして冥王星として知られている。

過去の地球での「ホームステッド法」(訳注: 5 年間定住した西部の入植者に公有地を 160 エーカーずつ払い下げることを決めた 1862 年の連邦法)を意図した法や規則は、上記の惑星とその衛星については無効であると宣言される。

朕、つまりデニス M ホープは、父祖がその所有を主張したように、神から与えられた権限により、地球が、すべての独立国とそれらの代表と協同し、朕がこのすばらしい冒険を人類と分かち合うことを信頼して、朕の真摯な要求を受容する事を求める。

それぞれに

デニス M. ホープ 「チンカス」
「月面の全能の支配者」

コピーを米国、ソ連、国連総会に送付

ホープ氏は、役者に成ろうとしたのですが、それに失敗し、腹話術師、靴のセールスマンを経て、この仕事を始めました。彼は自分の事を「チンカス」と称していますが、「チンカス」とは、原文では「Head Cheese」となっていたもので、「Head Cheese」とは、スラングで「恥垢」のことです。また、最後に「それぞれに=Respectively」と書いているのは、意図的かどうかはわかりませんが、「Respectfully=敬具」の間違いと思われる。

米国、ソ連、国連のいずれも、こんなふざけた申し立てに反応しない事は当たり前にも思えます。

【問題】

「月の土地を所有」ということに法的根拠がないのであれば，誰でもホープ氏のような「不動産業」ができるように思えますが，実際はどうだったのでしょうか。

予想

- ア 同じような会社がいくつもできた
- イ そんなことはなかった
- ウ そのほか



Dennis Hope
Lunar Ambassador

月面不動産業

ホープ氏の成功の後、1997年までに同様の会社が少なくとも6社設立されました。「Universal Lunarian Society = 全月面人協会」は、コペルニクス・クレーターを1エーカー50ドルで分譲しました。「Space Pioneers = 宇宙開拓者たち」は「銀河系の全惑星の所有」を宣言して火星の土地を1エーカーあたり29.95ドルで分譲しました。また、こうした天体の土地登記を無料で行う団体も登場しました。

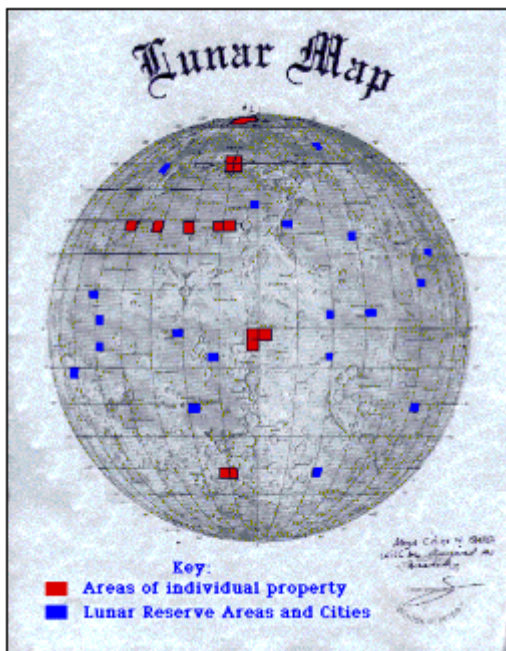
2001年にある会社が無料登記した小惑星にNASAの探査機が

着陸しました。会社は

「NASA探査機を歓迎する」というコメントを出しましたが、同時に「その小惑星は当社の所有であり、宇宙条約によって天体の国家の所有は禁止されていることから、NASAの着陸によって所有を主張することはできない」と発表しました。

また「月の土地を分譲します」という会社

は、古くからいくつか存在しました。そこでホープ氏の会社は「類似の業者にご注意ください。本物で価格が安いのは当社です」と



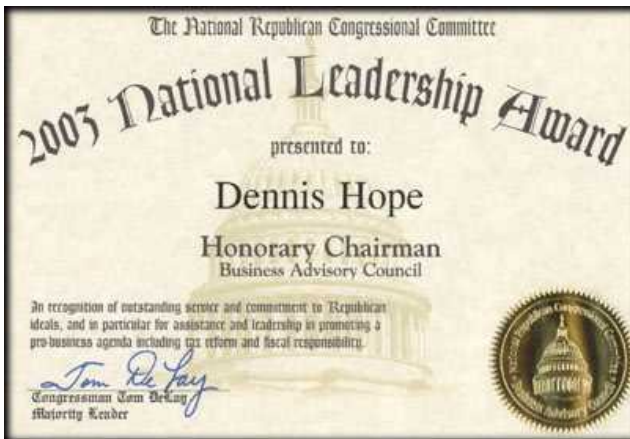
宣伝しています。たしかに、この会社は莫大な売り上げで宇宙不動産ではダントツの成功を収め、日本、オーストラリア、ドイツ、英国でも現地法人があります。

【問題】

「月の土地を分譲する」ということに法的な問題はないのでしょうか。彼や彼の会社がいままで訴訟や捜査の対象となったことがあるのでしょうか。

予想

- ア そういうことはない
- イ 違法ではないとされた
- ウ 違法とされたことがある



ホープは2003年に米議会の「共和党議会実務諮問委員会」より「全米共和党員指導賞」を受賞し

た。（「選挙に協力した」ということ）

訴訟

ホープが最初に訴えられたのは 1996 年のことでした。ドイツ人のユーゲンスが「月の土地は、1756 年にフリードリッヒ大王によってユーゲンス家に代々与えられたものだ」として訴えたのです。しかし、大王といえども、自分が所有していないものを他人に与えることはできません。

ホープのオランダ法人は、国が不認可したため、裁判となりました。判決は、「ホープは月の土地に対するいかなる支配権も持っていない」というものでした。

2003 年にはカナダで、ホープの営業に対して詐欺容疑の捜査令状が出され、ホープから 100 万ドル以上を借りて現地法人を設立した者が逃亡しました。同様にドイツの現地法人も詐欺容疑で捜査されました。

国際航空および宇宙法研究所のダンク教授は「(ホープの月を所有しているという主張は)中身のない主張か詐欺かのどちらかだ」と述べています。カナダのマックジル大学航空および宇宙法研究所のジャクフー教授は、「法に抜け穴はない。月は、国際社会の共同財産だから、個人や国家がそれを所有する事はできない。それは条約により明確である。個人の権利が国家の権利や義務を越える事はない」とコメントしています。

【問題】

それでもホープは日本や米国で営業を続けています。ホープのやっていることは違法なのではないのでしょうか。

ホープは「Lunar Embassy (= 月大使館)」を商標登録してい

ますが、その登記簿には、「会社の業務内容」はどう書かれている
でしょうか。

予想

- ア 地球外の不動産業
- イ 一般的な不動産業
- ウ そのほか



月大使館世界本部

正真正銘の地球外不動産業のリーダーにして公式創設者、そして世界的宇宙大好き人間の最大の組織

業務内容

登記簿によると業務内容は、「インターネットでの月や宇宙人をテーマとしたノベルティグッズ（novelty items）の小売り業」となっています。

そういえば、「権利証書」には「This is a novel gift」という小さな表記があります。このことについて、サイトでは「当社の顧問弁護士から 諸外国からクレームが来る恐れがある というアドバイスでこの文句を入れる事にした」と解説しています。しかし、「ノベルティグッズである」ということは、「ホンモノではない」「冗談」という意味になります。弁護士が恐れたのは、誰による訴訟だったのでしょうか。



看板には
「ノベルティ、
ギフト、衣服」
とある。

【質問】

彼がやっている事は、「詐欺」なのでしょうか。あなたはどのように思いますか。

あとがき サンタの手紙

彼がやっていることは結局「詐欺」なのではないでしょうか。たとえば、「サンタからの手紙」というサービスは「詐欺」なのではないでしょうか。「幸福のお守り」などを販売している業者も「詐欺」ではないでしょうか。さらに考えると宝くじや宗教はどうでしょう。こう考えていくと、彼がまだ営業を続けていられる理由がわかってきます。ただ「本当に土地所有ができる」と明言しているのには、問題があるでしょう。

彼の会社から「土地の権利証書」を買ったとしても、それは法的には全く効力のないものなのです。でも授業には使えます。でもでも 3000 円も取るのだから、もっといい紙を使って欲しいなあ・・・まあ彼は「アメリカンドリーム」を達成したわけです。

彼は「月の憲法」も作っています。それもおもしろいです。またサイトには「銀河連邦政府」などの言葉も出てきて、もうとっくにSFになっております。

いつもながら忙しいですう。

月の土地の値段は上昇しています。早い者勝ちですよ。



このサイトで売っている『月のあるきかた』という DVD はとてもいいです。オススメ

文献

- ・丸山秀一「フィリピンと独立」レポート，2003
- ・一又正雄『国際法講義』敬文堂書店，1955
- ・「週刊そーなんだ社会編」
- ・Wikipedia 図版の多く
- ・月探査情報ステーション

<http://moon.jaxa.jp/index.html>

- ・World Flags Database
- ・Virgiliu Pop「Lunar Real Estate: Buyer, Beware!」

http://www.spacefuture.com/archive/lunar_real_estate_buyer_beware.shtml

- ・The Lunar Embassy: Fraud Or Fantasy?

<http://www.geocities.com/moonsayles/>

・
<http://www.lunarembassy.com/>

<http://www.lunarembassy.jp/>

<http://www.geocities.com/moonsayles>

- ・青木節子「宇宙の軍事利用を規律する国際法の現状と課題」2005
- ・Stephen Ornes「The Man Who Sells the Moon」

<http://discovermagazine.com/2007/jul/location-location-location>

<http://discovermagazine.com/2007/jul/location-location-location>

- ・「Prime lunar real estate for sale -- but hurry」CNN.com